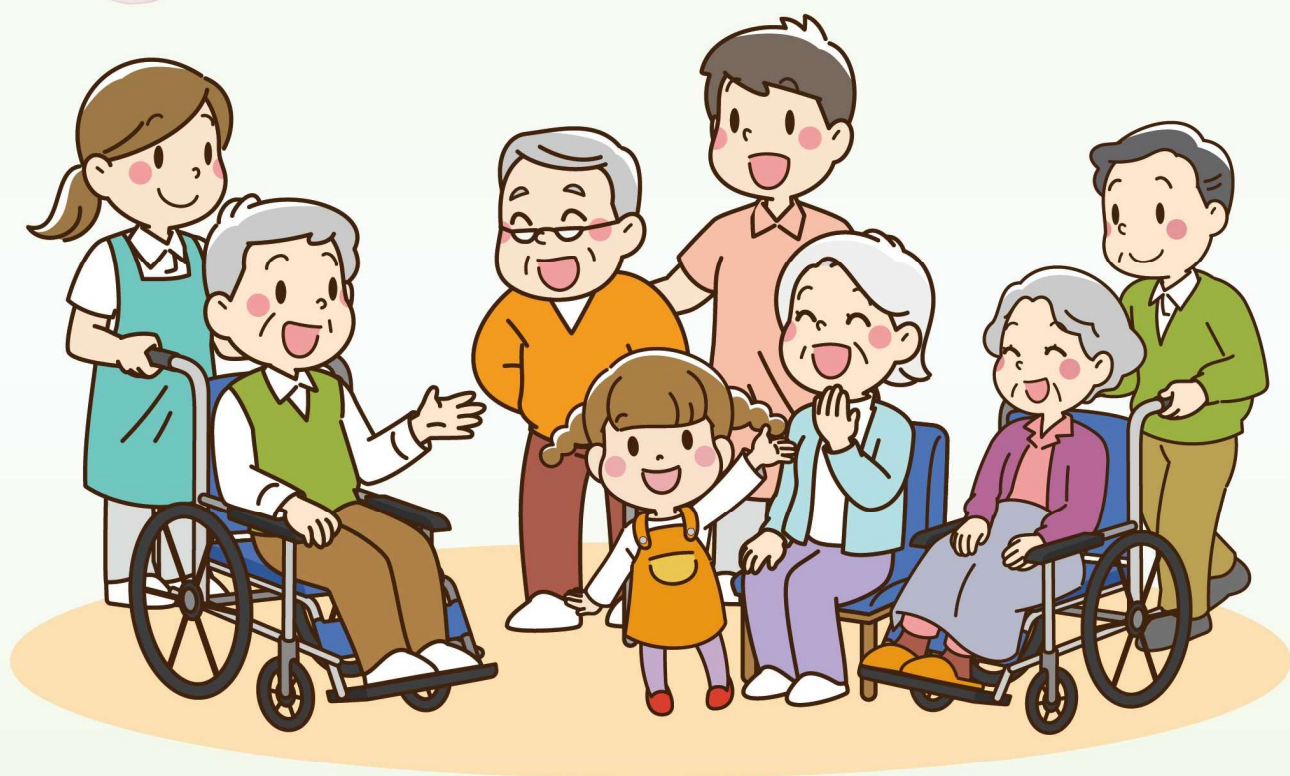


概要版

奈良市老人福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
奈良市

はじめに

我が国におきましては、生産年齢人口の減少が加速する中で、団塊世代が全て 75 歳以上の後期高齢者になる 2025 年から、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、高齢者人口がピークを迎えることとなります。

奈良市におきましても同様に人口が推移し、今後生産年齢人口の減少に伴い、高齢化率は 2040 年に 40%を上回ることが予測されています。

このような状況において、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援するため、可能な限り住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと安心して生活していける包括的な支援体制を整えることが必要になってまいります。そのためには、地域住民の皆さまや地域の多様な主体が「我が事」として参画していただき、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を構築していかなければなりません。

本市は将来像として『わたし』からはじめる『わたしたち』のまち奈良を掲げ、一人ひとりが「わたし」の人生をつくっていくように、互いにつながりを大切にして今と未来をともに作り出せるまちを目標としております。

そうした思いを実現していくため、このたび、令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の計画期間とする「奈良市老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる安心と地域共生のまち『奈良』をめざして」を基本理念とし、地域の実情に応じて様々な地域資源を生かした介護サービスの基盤整備をすることにより市民の皆さまが協力し、支え合える地域共生社会の実現をめざしてまいります。

また、これまで以上に医療・介護・福祉の連携を促進する施策に取り組むことにより、必要なサービスを切れ目なく提供する体制を確保し、高齢者の健康増進や生活の質の向上につながるよう支援してまいります。

結びに、今回の計画策定にあたりまして、アンケート調査・パブリックコメント等で貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さま、並びにご審議いただきました委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

奈良市長 仲川 けん



計画の基本的な考え方

基本理念

本市においては、本計画期間中の2025年（令和7年）に団塊の世代が75歳以上になり、特に支援が必要な後期高齢者の増加が見込まれている一方で、2040年（令和22年）いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、支援が必要な人々をいかに地域にある人や資源を活用していく仕組みづくりが益々重要となってきます。

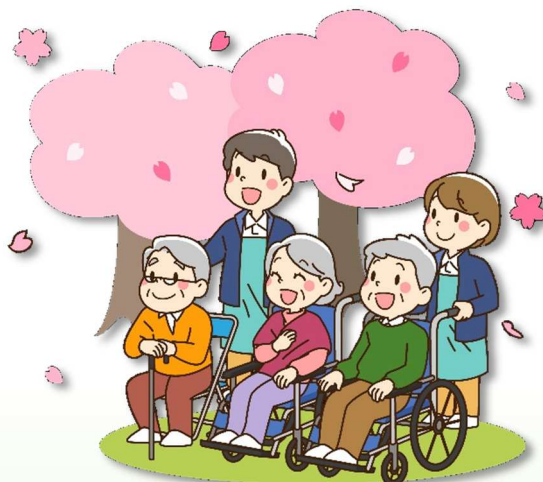
このようなことから、第8期の方針を継承しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを深化・推進するため、第9期計画の基本理念を「住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる安心と地域共生のまち『奈良』をめざして」とし、第8期計画を引き継ぐものとします。

【 基 本 理 念 】

住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる 安心と地域共生のまち『奈良』をめざして

この基本理念に基づき、「住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち」「住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち」「住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち」「地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち」をめざします。

- ◆ 住み慣れた地域で自分らしく生涯健康でいきいきと暮らせるまち
- ◆ 住み慣れた地域での支えあいの中でふれあい豊かに暮らせるまち
- ◆ 住み慣れた地域で医療や介護など連携が図れた安心して暮らせるまち
- ◆ 地域の人がお互いに支えあい助けあう地域共生のまち



計画策定にあたって

1 第9期計画の基本的な考え方

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、65歳以上人口は2040年（令和22年）を超えるまで、75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年（令和17年）まで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要です。

また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画は、国の第9期計画の基本指針に基づき、急速な高齢化に伴う、一人暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く様々な課題等を踏まえ、策定を進めました。

2 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定します。

3 計画の期間

本計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

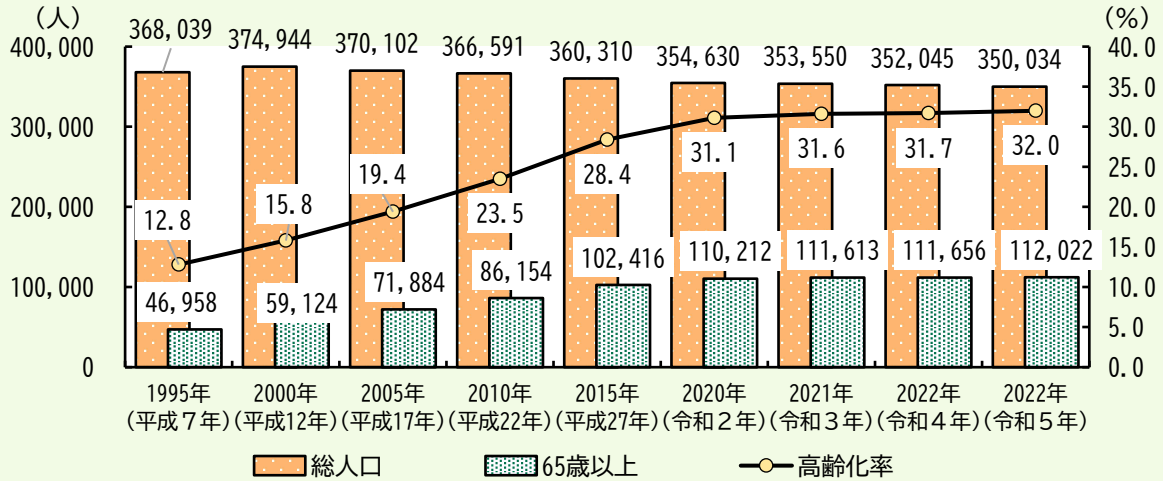
また、令和7（2025）年、令和22（2040）年に向けたサービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。



奈良市の高齢者を取り巻く現状

高齢者人口と高齢化率

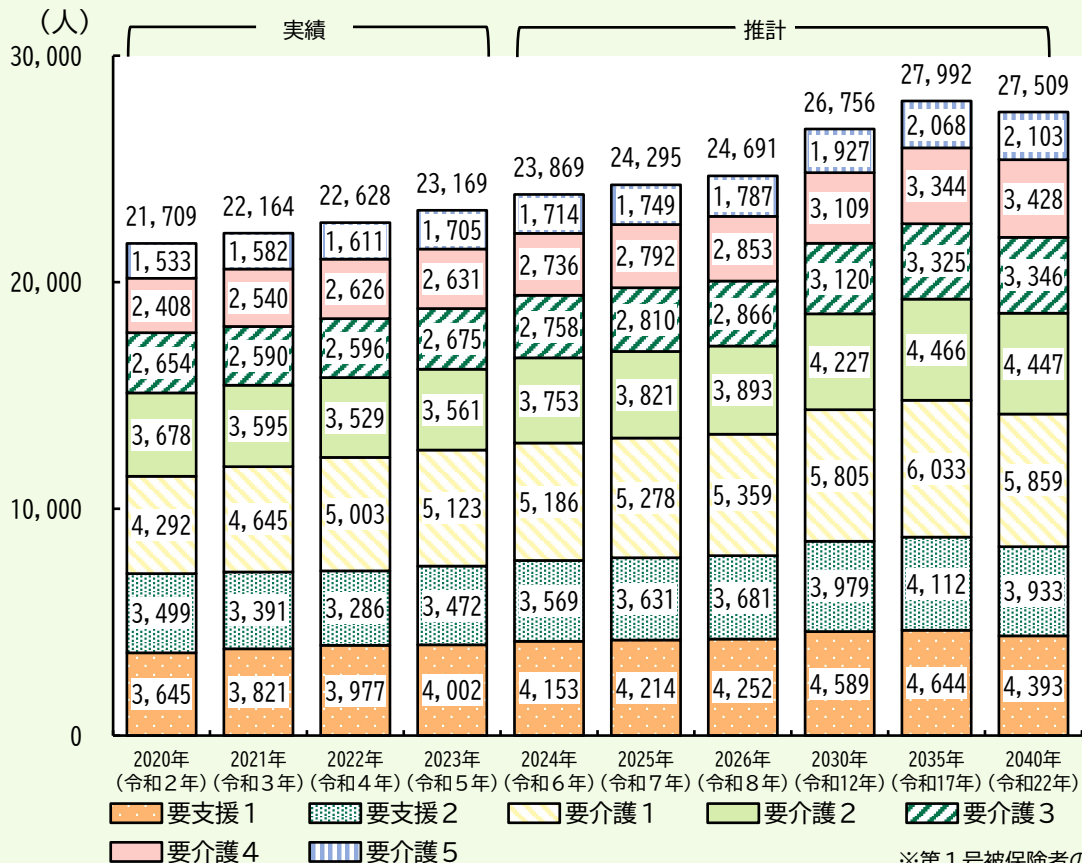
■ 高齢化率の推移 ～高齢化率は年々上昇し、現在は市民の3.1人に1人が高齢者～



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査（各年10月1日現在）
 2021年（令和3年）以降は住民基本台帳（各年10月1日現在、外国人含む）
 ※総人口には年齢不詳を含む

要支援・要介護認定者数

■ 要支援・要介護認定者数の推移 ～要介護1以上の認定者数が増えることが予想される～



※第1号被保険者のみ

資料：地域包括ケア「見える化システム」から引用（各年9月末現在）

施策の展開

施策体系

[基本理念]

住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせる
安心と地域共生のまち『奈良』をめざして

[推進施策]

[施策の方向性]

1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

〔1〕健康の保持・増進

〔2〕生きがいづくりへの支援

2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

〔2〕地域福祉関係機関との連携体制

〔3〕地域包括支援センターの機能強化

〔4〕在宅医療・介護連携の推進

〔5〕認知症施策の充実

〔6〕災害や感染症にかかる体制整備

3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

〔1〕高齢者虐待防止への取り組みの推進

〔2〕高齢者の権利擁護の推進

4 適切な介護サービスの提供と質の向上

〔1〕介護保険サービスの充実

〔2〕サービスの質向上に向けた取り組み

〔3〕介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

〔4〕介護保険制度の円滑持続可能な運営のための仕組みの充実

推進施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくり

国民健康保険の特定健診など医療保険との連携を強化し、生活習慣病予防を促進し、介護予防事業を推進します。また、高齢者の心身機能の低下やフレイルの早期発見と早期介入を支援する仕組みを整備します。

さらに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するとともに、身近なサロン活動や交流機会を増やし、地域における介護予防の機会を充実します。

高齢者が社会の各分野で持つ知識と経験を活かし、生きがいを見出すためのきっかけづくりに取り組みます。

〔1〕健康の保持・増進

- 健康に関する知識の普及・啓発
- 健康診査(各種検診)の受診促進や保健指導の推進
- 保健事業と介護予防の一体的な実施【新規】

〔2〕生きがいづくりへの支援

- 高齢者の生きがい活動への支援
- 万年青年クラブ活動への支援
- 高齢者の就労支援
- シルバースポーツの普及



推進施策2 地域共生社会に向けた包括的な支援体制づくり

地域での支え合いを促進し、支援を必要とする人を適切な支援につなげる仕組みの強化やボランティア活動や社会参加を促進する施策を積極的に推進します。

また、地域包括ケアシステムの推進に向け、介護と医療の連携を一層強化するとともに、気軽に相談できる場の提供や認知症の患者とその家族に寄り添った相談支援など重層的、包括的な支援体制を構築します。

〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- 地域ケア会議の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への支援の充実【拡充】
- 地域みまもりサポート制度の普及・啓発
- 最期まで自分らしく生きることへの支援（ACP（人生会議）の普及・啓発）
- 防火・防災・防犯対策の推進
- 住まいや暮らしの環境に関する安全・安心の確保

〔2〕地域福祉関係機関との連携体制

- 奈良市社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携
- ボランティア・NPO活動など市民公益活動との連携

〔3〕地域包括支援センターの機能強化

- ネットワークの推進とコーディネート力の向上
- 地域包括支援センター職員の資質向上
- 包括的相談支援体制（重層的支援体制）の構築【拡充】

〔4〕在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療・介護に関する相談体制
- 関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備

〔5〕認知症施策の充実

- 認知症に関する理解促進
- 認知症の人と家族への支援
- 認知症の早期発見・早期対応のための体制の推進



〔6〕災害や感染症にかかる体制整備

- 災害への対策
- 感染症対策

推進施策3 高齢者の尊厳への配慮と権利擁護の推進

高齢者虐待を防止するため、事業所における従業員への研修を強化し、市民や介護関係者への虐待防止の啓発を推進します。また、相談体制の強化と関係機関とのネットワークの構築を図ります。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、認知症等で判断能力が不十分な高齢者を支援するための包括的な体制を整備するとともに、虐待の早期発見、迅速に対応するため、関連機関の連携体制を強化します。

〔1〕高齢者虐待防止への取り組みの推進

- 高齢者虐待防止ネットワークの推進
- 虐待防止のための啓発の推進
- 施設における虐待の防止

〔2〕高齢者の権利擁護の推進

- 判断能力が低下した高齢者などへの権利擁護の取り組み
- 生活困難な高齢者に対する支援
- 消費者被害防止対策の推進
- 成年後見制度の周知と利用促進



推進施策4 適切な介護サービスの提供と質の向上

団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降、介護サービスの需要の増加が見込まれ、高齢者が住み慣れた地域で健康的な生活を送るために、介護保険制度の持続可能性を考慮しつつ、適切な介護サービスの提供と質の向上が求められます。そのため、介護人材の確保とともに、従業員のスキルの向上のための研修の実施、ICTを活用した業務の効率化等の取り組みを支援します。

〔1〕介護保険サービスの充実

- 居宅サービスの充実
- 施設・居住系サービスの提供体制の確保

〔2〕サービスの質向上に向けた取り組み

- 介護サービス事業者に対する指導・助言などの実施
- 介護サービスに関する相談体制の充実
- 介護従事者の育成・定着のための支援

〔3〕介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

- 介護人材の確保
- 業務効率化の取り組みの強化
- キャリアアップへの支援等【新規】



〔4〕介護保険制度の円滑持続可能な運営のための仕組みの充実

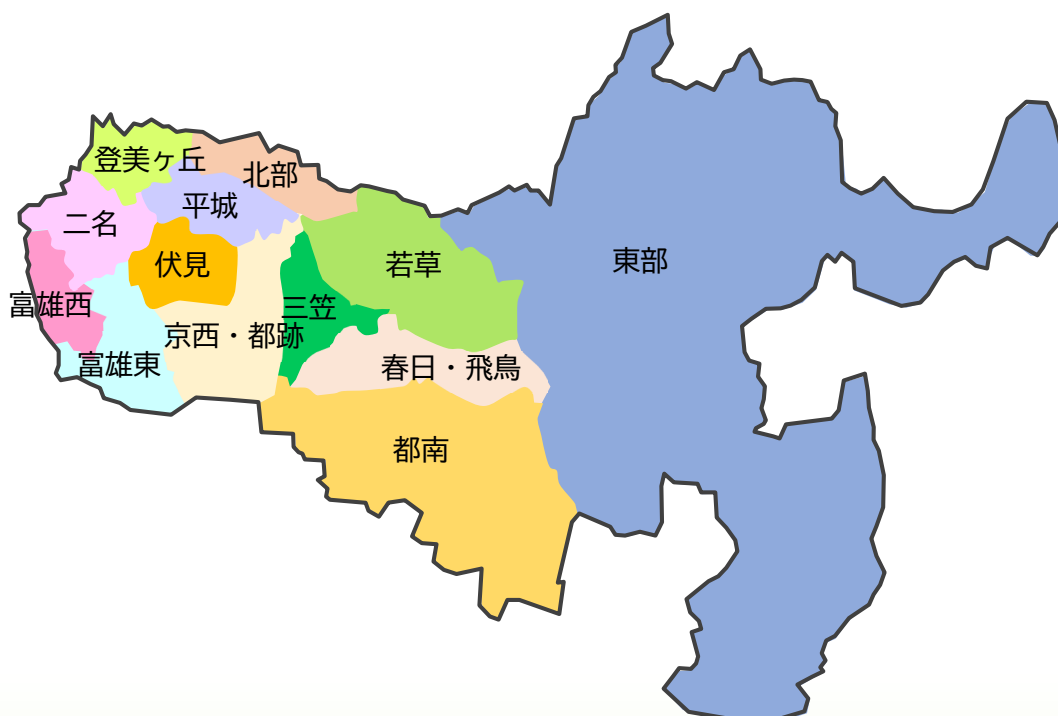
- 介護給付適正化の推進
- 低所得者などへの対策の推進
- 介護サービスの普及啓発の充実

地域包括支援センター一覧と日常生活圏域

名称	担当する地域活動単位である小学校区	電話番号
若草地域包括支援センター	鼓阪北、鼓阪、佐保	0742-25-2345
三笠地域包括支援センター	大宮、佐保川、椿井、大安寺西	0742-33-6622
春日・飛鳥地域包括支援センター	済美、済美南、大安寺、飛鳥	0742-20-2516
都南地域包括支援センター	辰市、明治、東市、帯解	0742-50-2288
北部地域包括支援センター	ならやま、朱雀、左京、佐保台	0742-70-6777
平城地域包括支援センター	平城西、平城	0742-53-7757
京西・都跡地域包括支援センター	伏見南、六条、都跡	0742-52-3010
伏見地域包括支援センター	あやめ池（学園南以外）、西大寺北、伏見	0742-36-1671
二名地域包括支援センター	鶴舞、青和、二名、富雄北	0742-43-1280
登美ヶ丘地域包括支援センター	東登美ヶ丘、登美ヶ丘	0742-51-0012
富雄東地域包括支援センター	三碓、富雄南、あやめ池（学園南）	0742-52-2051
富雄西地域包括支援センター	鳥見、富雄第三	0742-44-6541
東部地域包括支援センター	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬	0742-81-5720

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

日常生活圏域図



介護保険料の設定

介護保険料額（第9期）

第8期基準月額
5,966円



第9期基準月額
6,220円

区分		基準額に対する割合	軽減後の割合	第9期介護保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	0.455	0.285	21,300円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.645	0.445	33,200円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.65	0.645	48,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方（同一世帯に課税されている方がいる）	0.90		67,200円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方（同一世帯に課税されている方がいる）	1.00		74,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.15		85,800円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円未満の方	1.25		93,300円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円未満の方	1.50		112,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円未満の方	1.70		126,900円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円未満の方	1.90		141,800円
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円未満の方	2.10		156,700円
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円未満の方	2.30		171,700円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が800万円未満の方	2.40		179,100円
第14段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の方	2.50		186,600円
第15段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,200万円未満の方	2.60		194,100円
第16段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が1,500万円未満の方	2.70		201,500円
第17段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円未満の方	2.80		209,000円
第18段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方	2.90		216,500円

（注1）「老齢福祉年金」とは、国民年金制度が創設された時点で、すでに高齢になられていた方などに支給されている年金で、老齢基礎年金等とは異なります。

（注2）「公的年金等の収入金額」とは、老齢・退職年金等の課税年金収入額であり、障害年金・遺族年金等の非課税年金収入額は含みません。

（注3）「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中（1月～12月）の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出され、医療費控除や扶養控除、社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。また、株式等の譲渡損失などの繰越控除を受けている場合は繰越控除前の金額、土地や建物などの譲渡所得については特別控除後の金額となります。なお、提出された確定申告書などの申告書に株式等の譲渡所得に係る記載がある場合には、株式等の譲渡所得は合計所得金額に含まれます。

（注4）「市町村民税課税」には、市町村民税の均等割のみの課税を含みます。

（注5）第1段階から第3段階については、公費により負担割合を引き下げています。



奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画（概要版） 令和6年3月
発行／奈良市 福祉部 福祉政策課 長寿福祉課 介護福祉課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号